

◆2024年12月19日

住民監査請求 意見陳述の前に、述べる。

冒頭申し上げたいことがあります。

私達の意見陳述の後で

議会側の陳述が予定されている と聞きました。

政務活動費は 会派に支給されているもの です。

当然のことですが、意見陳述は 会派が行わなければなりません。

よもや、議会事務局が 会派の代わりに述べることは無いことを

確信しております

陳述書

2024年12月19日

住民監査請求 代表者 小林美知

地方自治法は、議員の調査研究その他の活動に資するための、必要な経費の一部として、「政務活動費」を認め、町田市議会でも、「会派」に対し、1カ月、議員一人あたり6万円×人数分を支給しています。

「議会の活性化」、「議会の審議能力の向上」、「議員の政策提言」に、有効に活用されることを目的として制度化されたものであるにも関わらず、目的を大きく逸脱した実態が明らかになりました。

2024（令和5）年2月29日、東京地方裁判所は、町田市議会政務活動費の2014年～2017年度の支出のうち、約1007万円について、市長が返還請求をおこなうよう命じる判決を下し、同判決は確定しました。

この判決では、市議会会派が行った多くの支出が違法とされましたが、住民訴訟の対象とならなかった2018（平成30）年度以降も、各会派は、東京地裁の判決で、違法ないし不当なものとされたものについて、同様の支出を行っています。各会派は違法支出に相当する額を速やかに市に返還しなければならないと考えます。

2018（平成30）年度以降の違法支出について、項目別に、例を申し上げます。

一つには、『調査活動費』です。

〈病院の駐車場代〉について、判決では「病院の駐車場に駐車した場合は、受診や見舞いなど、私的利用目的であることが推認されるから、政務活動との間に合

理的関連性を欠くことをうかがわせる一般的、外形的事実が立証されたといえる。」とし、「これに対し、会派自民党は、病院は一般的に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等が行われる場所であり、付近の現地調査のために利用されることもある等の主張をするが、実際に医療法人や医療関係者への調査、意見交換等のために上記各支出がされたと認めるに足りる的確な証拠は見当たらず、上記推認を覆すに足りない」として、「本件は各使途基準に適合しない支出である」と認めました。

次に〈タクシー代〉について、判決では「午前1時台から午前4時台に利用したものであることが認められるところ、通常の市民からの市政相談を終えた帰りが上記時間帯になることは通常考え難く、上記各支出は、政務活動との間の合理的関連性を欠き、使途基準に適合していない支出である」と認めました。

次に、〈燃料費、ガソリン代〉については、判決では「使用した車両が政務活動のためだけに使用されていたと認めるに足りる証拠はないことからすれば、議員の使用した車両は、政務活動のためだけではなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のためにも用いられていた蓋然性が高い。そして、各支出のうち政務活動費を充当することが許される額は、議員の車両の具体的な使用実態を主張立証しないことに鑑み、その2分の1と認めるのが相当であり、残り2分の1の額は改正前使途基準に適合していないものであるから、政務活動費を充当することは許されないものである」としました。

二つ目は『**通信費**』についてです。

裁判所は、「議員の通信機器の使用実態について客観的に認定するに足りる証拠ないし事情が見当たらず、当該通信機器の使用が政務活動のためだけでなく、後援会活動、政党活動その他の政治活動、私的活動のために使用されていた蓋然性が高いことを考慮すると、通信費として支出した金額の2分の1の限度で本件各使途基準に適合している支出であると認めるのが相当である」としました。

三つ目は『**事務費**』についてです。

裁判所は、「市議会議員の活動は、その性質上広範かつ多岐にわたるものであることからすれば、議員事務所など会派控室以外の場所における活動には、政務活動以外の政治活動等も含まれることが一般的に推認される。議員事務所など会派控室以外の場所で使用する、「事務機器、複写機等の購入費」については、政務活動に資する備品等に係る費用についてのみ正当な支出となるといえるが、同部分とそれ以外の部分とを、判然と区別することは事実上不可能であ

るから、その2分の1を、政務活動に資する備品等に係る経費であるものと推定しその限度で正当な支出であると認定するのが相当である」としました。

以上、主に、東京地裁の判決文を引用し、その支出が「違法」ないし「不当」であることを説明しました。

さて、次に、今回監査請求に及んだ経緯について申し上げます。

今年の4月12日、私たちは町田市議会議長へ政務活動費の違法支出を繰り返さないための再発防止のための対策について、5項目の公開質問状を送付しました。

一つ目は、政務活動費の使途の透明性の確保のために、実際に支出した議員の名前を証憑類に明記することについて

二つ目は、会計帳簿に支出した議員名を記載したうえで、帳簿を市民に公開することが不可欠であると考えます。また、会計帳簿の様式は議員が何のために支出したのか一目でわかるようにするため、帳簿の形式を統一する必要があると考えます。

三つ目に、議会改革調査特別委員会において再発防止のためのルールについて議論し、それを運用指針に盛り込む必要があるが、どうか、ということなどです。残り2つの項目については省略します。

議長への公開質問状から1か月後の5月10日、議長から「各会派に共有させていただきます。引き続き、社会情勢を考慮しつつ、ご意見いただいた事項を含めて検討し、適正な運用に努めてまいります。」との返答がありました。

質問項目については全く具体的な答えを行わない不誠実なものでした。

東京地方裁判所で下された判決について真摯に検討し、再発防止策を講じる姿勢を全く感じさせないもので、まるで違法判決が下された事がなかったかのような対応でした。

翌月の6月12日、私たちは、町田市議会6会派と諸派に対し、今述べました議長への公開質問状と同様の5項目の公開質問状を送付しました。この質問状に対しては、全会派より回答が届きました。

一つ目の「証憑類に『議員名を期すこと』」については、まちだ市民クラブ会派等5つの会派の回答は、中身の無いものでした。

二つ目の『会計帳簿』の公開と書式については、まちだ市民クラブ会派等5つの会派は無回答、残りの5つの会派は、「会計帳簿については現在すでに書式が統一されている」というものでした。

三つ目の『議会改革調査特別委員会において』については、まちだ市民クラブ会派等5つの会派が、文言を統一し、「然るべき委員会で」と回答しました。

各会派の回答は以上のとおりですが、特に地方自治法100条16項の「使途の透明性の確保」とはかけ離れた、実際の現状の会計帳簿には、「整理番号」「日付」「支出内容」「金額」「備考(数量等)」の欄があるということに尽き、帳簿には支出した議員名は記載されていません。また、4月1日から始まるべきところ、突然6月の日付が出て来るもの、1月の日付から始まるものなど、およそ『会計帳簿』についての市民の常識からかけ離れたもので、一般に通用するものではありません。政務活動費を支出するにあたり、『会計帳簿』の作成を要求した「法の趣旨」をおよそ反映するものとは言えません。また、3つ目の回答は「然るべき委員会」とするだけで、「議会改革調査特別委員会」など具体的な委員会名がないものにとどまっています。

6月25日には、第17期町田市議会改革調査特別委員会が開催されましたが、委員会の審議はわずか12分15秒で終わり、あっという間に「散会」となりました。支出を違法とした、2024年2月29日の東京地方裁判所の判決が確定してからすでに3ヵ月が経過しているなかで、ようやく開かれた議会改革調査特別委員会でしたが、町田市総務部法制担当が「裁判の判決内容についての説明」を行っただけで終わりました。

2か月後の8月20日には再び議会改革調査特別委員会が開催されました。この委員会では、議会事務局がつくった町田市議会政務活動費使途基準の運用指針の変更案について以下の事項が決定されました。

- ①「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む。）の購読については、議員一人当たり各1部とする。」
- ②「事務費は、政務活動以外の活動と区分できない場合は2分の1を上限として充当できるものとする。」

上記の変更案は非公開の場で市民の与かり知らぬ間に決まったもので、かかる変更に関してどのような議論がなされたのかは全く不明でした。

翌月の9月19日、私たちは、町田市議会議長へ要望書を提出しました。議会改革調査特別委員会を傍聴した結果を踏まえ、『町田市議会6会派と、諸派への、再公開質問状』の、回答結果をもとに、第17期議会改革調査特別委員会の議題について、緊急に3つの提案をしました。

- ① 町田市議会政務活動費の交付に関する施行規則第10条を改正し、会計帳簿

に記載すべきと要求される項目などを明記すること。

②外部の専門家による会計帳簿チェックなど、政務活動費のあり方を審議する機関を設置すること。

③町田市議会政務活動費の交付に関する条例、同施行規則及び使途基準の運用指針の改正案の広報及びパブリックコメントをすること。

以上の経過が示しているように、町田市議会では、政務調査費・政務活動費の支出を違法とする東京地方裁判所の判決が確定した2024年（令和6）3月以降8カ月間余り、かかる判決を踏まえ、改善策や再発防止策について、真摯に検討する姿勢は全く認められません。住民訴訟の対象となったのは2014年（平成26）から2017年（平成29）度の間の支出ですが、その後の年度でも同様の支出が繰り返されており、東京地方裁判所の判決で違法とされたこうした支出については、当然ながら、返還されなければならないと思います。

けれども、かかる返還もなされないままであり、事実上地裁の判決を否定する態度を取り続けています。

以上のような次第で、今回、本監査請求を行なうに至りました。

私達の政務活動費に関する監査請求は、約10年前の、町田市監査委員が2015年（平成27）2月23日に町田市長と市議会議長に提出した「2014年度財政援助団体等監査の結果について」という監査結果報告書から始まりました。この監査結果報告書には「2013年度の町田市議会政務活動費の交付を受けた13会派の会計帳簿の確認を実施したところ、その結果、会計帳簿の整備を確認できたのは1会派であった。また、2会派については、不備があったものの、確認できたが、これらを除く会派については不明であった。」と書かれていました。町田市議会の議員たちは、独立した権限を持つ監査委員の監査においてすら、帳簿の提出・開示に応じようとしなかった事実に変驚きました。

監査委員による報告を受け、翌月の3月27日、第1回定例会最終日、第15期議会改革調査等別委員会が発足しました。全部で13回の会合をすべて傍聴しましたが、監査委員の指摘した「会計帳簿を備えなければならない」という指摘事項は、ほとんど議論はされず、第12回の委員会で、ようやく取り上げたものの、「会計帳簿は会派ごとにきちんとつけているので、今のままでよい」として、監査委員の指摘をあっさり否定し、議論は冒頭の数分で終了しました。

私達は、2016年（平成28）1月15日、各会派の会計帳簿の情報公開請求を行いました。ところが受け取ったのは「公文書不存在通知書」でした。「ある」はずの帳簿が、今度は「不存在」だというものでした。2017年（平成29年）1月、再度、会計帳簿の情報公開請求をし、その後、「行政不服審査会」

に不服申し立てをいたしました。

その結果、2018年（平成30）3月14日、会計帳簿を公開すべきとの答申を経て、公開されました。つまり、2015年当時、政務活動費の支出に関する会派の会計帳簿は非公開であり、公開させるまで、3年かかったということです。しかし、2018年4月、公開された会計帳簿を目にした私たちはさらに愕然とします。先ほども申しましたが、およそ『会計帳簿』についての市民の常識からかけ離れたもので、一般に通用するものではありませんでした。

繰り返しになりますが、政務活動費の透明性の確保という「法益」は、市民にとっての「利益」です。法益を軽んずる、町田市議会の基本的姿勢が問われています。他市では、議会自ら議会基本条例を制定し、情報の開示、透明性の確保、倫理的な理念を含めた条例を持っています。他市のこの倫理的な態度を見習うべきだと心から思います。